TOPICS 2 中小企業・小規模事業者関係　税制改正（抜粋）～中小企業庁～

トピックス ● SPECIAL FEATURES ●

今月号では、中小企業・小規模事業者が設備投資を行った場合の代表的な税制措置についてご紹介します。詳細な内容については、中小企業庁ホームページでご確認ください。
なお、平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用しております。

個人版事業承継税制（相続税・贈与税）

新設

個人事業者が事業承継を行う際の税負担をゼロとする、新しい制度が創設されます。

①　多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象
◆土地・建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
◆機械・器具備品
（例）工作機械・パワーショベル・診断機器 等
◆車両・運搬具
◆生物（乳牛等、果樹等）
◆無形償却資産（特許権等）
等

②　相続税だけでなく贈与税も対象です

生前贈与による早期の承継準備を応援します。

③　納税額の全額（100％）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロにします。

④　10年間の時限措置です。

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象です。

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要
注2：既存事業用小規模宅地特例との選択制

中小企業投資促進税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

適用期限：平成32年度末まで延長

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30％）又は税額控除（7％）（税額控除は資本金3千万円以下の中小企業者に限る。）の適用を認めます。

対象者	①中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等） ②従業員数1千人以下の個人事業主
対象業種	種製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く） ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	◆機械及び装置（1台160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上） ◆一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上） ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ◆貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ◆内航船舶（取得価格の75％が対象）
措置内容	資本金3千万円以下の中小企業もしくは個人事業主　30％特別償却又は7％税額控除 資本金3千万円超の中小企業　30％特別償却

中小企業経営強化税制（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

適用期限：平成32年度末まで延長・強化

中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10％）（資本金3千万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7％）のいずれかの適用を認めます。また、働き方改革に資する設備（休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等）も本税制措置の適用対象であることをQ＆A集を通じて明確化しました。

類　　型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要　　件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1％以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5％以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械及び装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具・備品（30万円以上）（試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（60万円以上）（ボイラー、LED照明、空調など） ◆ソフトウェア（70万円以上）（情報を収集・分析・指示する機能）	
確　認　者	工業会等	経済産業局
指定事業	小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却又は7％税額控除（資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10％）	

※　事業の用に供される設備（生産等設備）が対象。

中小企業の投資固定資産税の特例（地方税）

適用期限：平成32年度末まで継続

対　象　者 （市町村によって異なる場合あり）	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1千人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画※の認定（労働生産性平均3％以上向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象地域	導入促進基本計画の同意を受けた市町村（地域指定がある場合あり）
対象設備 （市町村によって異なる場合あり）	生産性向上に資する指標が旧モデル比で平均1％以上向上する下記の設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】 ◆機械及び装置（160万円以上／ 10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上／ 5年以内） ◆器具・備品（30万円以上／ 6年以内） ◆建物附属設備（家屋と一体となって効果を果たすものを除く）（60万円以上／ 14年以内）
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること／中古資産でないこと
特例措置	固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～ 1／2（市町村の条例で定める割合に軽減）

※　先端設備等導入計画は認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等）に予め計画の確認を受けて市町村に申請する必要があります。

経営力向上計画に係る固定資産税の特例（地方税）

終了

経営力向上計画の認定に係る現行の固定資産税の特例（3年間固定資産税が50％）措置は平成30年度末をもって終了します。

平成31年3月31日までに取得等をした設備は特例措置の対象になりますが、平成31年4月1日以降に取得した設備は対象外となりますのでご注意ください。

中小企業等の貸倒引当金の特例（法人税、法人住民税、事業税）

廃止

現行で認められている実績繰入率又は法定繰入率による繰入限度額の10％の貸倒引当金の割増特例は、平成30年度末をもって廃止されます。なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10％に対して1年ごとに1／5ずつ減少した割増率による適用が認められます。

平成31年4月1日～平成32年3月31日に開始する事業年度：108％
平成32年4月1日～平成33年3月31日に開始する事業年度：106％
平成33年4月1日～平成34年3月31日に開始する事業年度：104％
平成34年4月1日～平成35年3月31日に開始する事業年度：102％
平成35年4月1日以降に開始する事業年度　　：100％